令和２年４月20日

重要緊急事態宣言発令に伴う特定健康診査等の中止について（その２）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健診・特定保健指導・人間ドック等における対応についてお知らせします。

記

１．対象となる健診等

特定健康診査、特定保健指導、従業員向け定期健康診断および生活習慣病健診、人間ドック、脳ドック、心臓ドック、ご家族向け配偶者健診、歯科健診、各種がん検診

２．対象となる方

ＴＤＫ健康保険組合加入者（本人及びご家族）

３．取り扱いについて

（１）緊急事態宣言対象地域

対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと。

（ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導は除く。）

【緊急事態宣言対象地域】全国

【対象期間】５月６日まで

（２）緊急事態宣言対象地域及び当該宣言の機関で人間ドック等の予約をされている方については、**受診をキャンセルいただけますようお願いいたします。**既にご予約の健診機関等よりこの旨ご連絡があった場合はご容赦ください。受診予定をいただいていた皆様には、大変申し訳ありませんが、感染機会を減らすための対応となります。ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の状況により取扱いの変更があった場合は、当組合ホームページでご案内いたします。以上

【お問い合わせ先】

ＴＤＫ健康保険組合　渡辺（ryouwtnb@jp.tdk.com）、大谷（kayot@jp.tdk.com）